

海外サプライチェーン多元化等支援事業（第一回）

設備導入補助型（一般枠・特別枠）

公募要領

2020年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

（海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局）

〔目 次〕

1. 事業の目的	2
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業の種類及び補助率等	4
4. 補助対象事業の要件	5
5. 事業のスキーム	6
6. 応募手続き等の概要	6
7. 補助対象経費	9
8. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）	10
9. 審査基準	11

0. 海外サプライチェーン多元化等支援事業について

- ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ）では、海外サプライチェーン多元化等支援事業(以下、「本事業」という。)を実施する事業者を以下の要領で募集します。
- ・ 本事業は、後日公表予定の「交付規程」に基づいて実施するものとします。「交付規程」に記載される予定の内容については、別添の「交付契約に関する考え方」に記載してあります。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付契約に関する考え方」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

1. 事業の目的

- ・ 本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。

<本公募要領における定義>

- 「補助対象者」 : 補助申請にあたっての要件をみたす者
- 「補助申請者」 : 事業への申請を行った者
- 「補助交付契約者」 : 申請後採択を経て実際に補助を受ける者
- 「事業実施法人」 : 補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人

2. 補助対象者

- ・ 補助対象者は、次の要件を満たす民間団体等とします。
 - (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
 - (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
 - (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。
- ・ なお、本要領における中小企業は以下のとおりです。

ア 【中小企業（組合関連以外）】

- ・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※ 1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※ 2 常勤従業員は、[中小企業基本法上の「常時使用する従業員」](#)をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

- ・ なお、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
 (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 1 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。(以下を除く)

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※ 2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

イ 【中小企業（組合関連）】

- ・ 下表にある組合等
- ・ 下表にない組合や財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{*1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{*3}
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※ 1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

【設備導入補助型（一般枠）】

項目	要件
対象事業	日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業
補助申請金額	1 億円～50 億円
補助率	中小企業等グループ ^{※2} 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数 ^{※3} （20%～100%）を乗じた率以内
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要経費

【設備導入補助型（特別枠）】

項目	要件
対象事業	<p>日 ASEAN サプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の ASEAN 等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資事業のうち、特に下記ア及びイを満たす国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の製造設備に係るもの</p> <p>ア. 需給ひっ迫性 以下のいずれかの書類で確認できること ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書 ②：統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書</p> <p>イ. 国民が健康な生活を営む上で重要なもの 以下のいずれかの書類で確認できること ①：政府が増産や安定供給の要請をしているものについて、増産要請文等の第三者による証明書 ②：政府決定文書（防災基本計画、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等） ③：生活必需品、医療機関・福祉施設等で使用するもの等について、有識者からの推薦書等</p>
補助申請金額	100 万円～50 億円
補助率	中小企業等グループ ^{※2} 3/4、中小企業 2/3、大企業 1/2 に補助率調整指数 ^{※3} （20%～100%）を乗じた率以内
補助対象経費	製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等に必要経費

※申請が特別枠に該当するか否かについては、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）にご照会下さい。

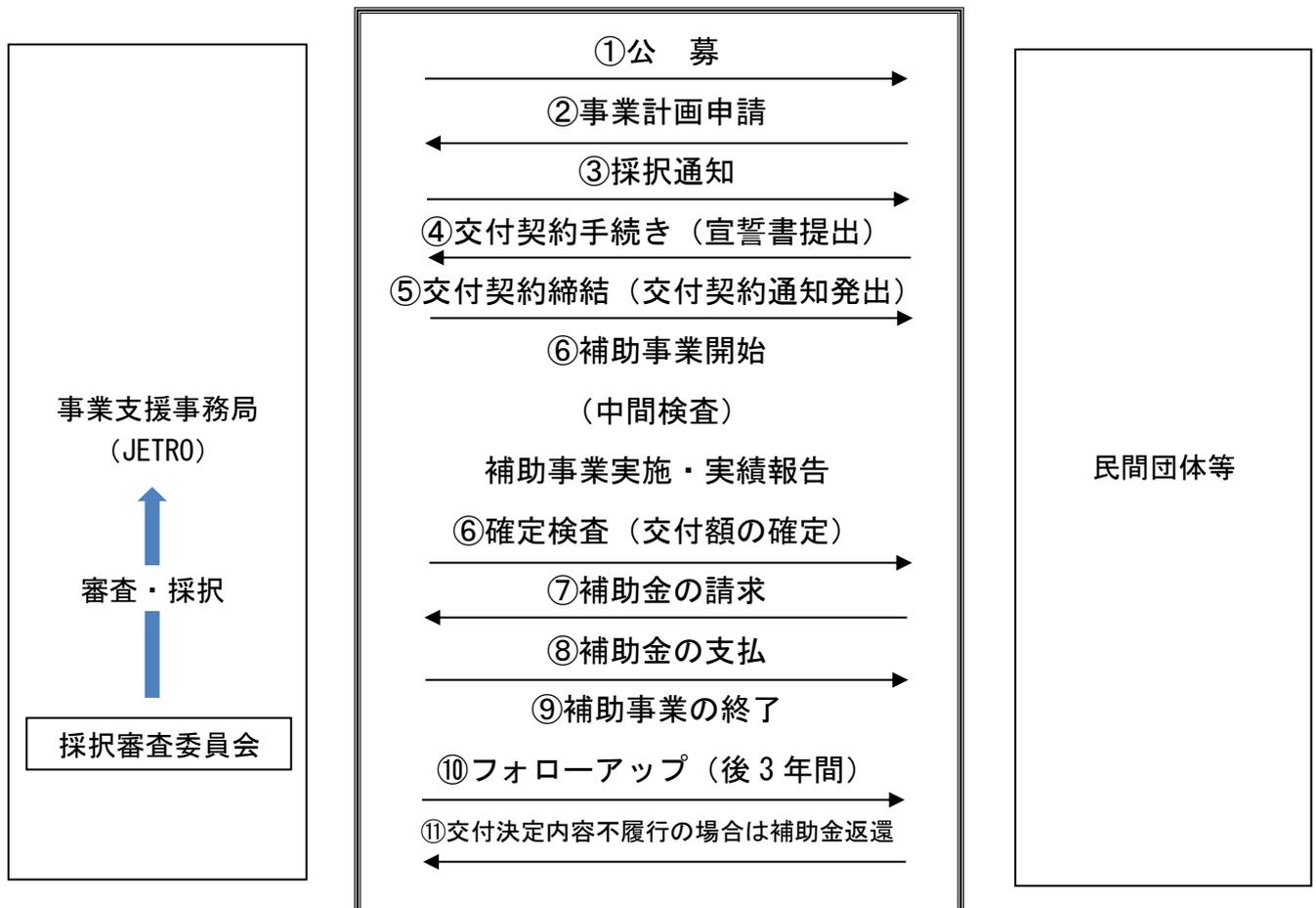
- ※1 交付契約締結後に中小企業等グループ、中小企業の定義からはずれた場合は、補助率が変更となる場合があります。
- ※2 中小企業等グループとは、大企業を含まない中小企業で構成された複数社を指し、複数社が連携（水平・垂直問わず）した一つの事業計画の申請を対象とします（事業計画上の調達先等に大企業が含まれることは排除しません）。なお、大企業を含んだグループで補助金申請をした場合には大企業の補助率が適用されますのでご留意下さい。複数社で申請する場合には、事業支援事務局から連絡を取る窓口および経費の支払窓口として代表1者を主提案法人（幹事法人）としてください。
- ※3 補助率調整指数の審査基準については、「9. 審査基準」を参照ください。

4. 補助対象事業の要件

- 2025年3月31日までに（特別枠の事業については2023年3月31日までに）、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが完了し、生産拠点において生産及び出荷を開始すること。
- 以下の要件をすべて満たす事業計画を策定していること。
 - ・ 日ASEANのサプライチェーンの強靱化に貢献すること。
 - ・ 国際的に生産拠点の集中度が高い製品・部素材の集中度低減に貢献すること。
 - ・ 当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと。
 - ・ ASEAN等における事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による事業計画であること。
 - ※1 海外子会社：日本側出資比率 10%以上
 - ※2 海外孫会社：日本側出資比率 50%超の海外子会社の出資比率 50%超
 - ・ 事業計画の実施に必要な資金調達の目処がついていること。
- 応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有していること。
 - ※1 応募申請時点で「製造設備の増設のための工場を建設中である場合や導入設備を発注済の場合」は対象外となります。
- 以下に同意の上、事業計画を策定・実行すること。
 - ・ 申請時点で、事業支援事務局が求める以下の「フォローアップ事項」及び「補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還」に同意することが必要となります。なお、補助金の返還額の合計は補助金交付額を上限とします。
 - ＜フォローアップ事項＞
 - ・ 当該事業による日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国、ASEAN、日本等への流通量等）を事業終了後から3年間継続して確認を行います。
 - ＜補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還＞
 - ・ 事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。
- 以下に該当しない事業であること。（該当するとされた場合は不採択又は交付契約の取消事由となります。）
 - ① 本公募要領にそぐわない事業
 - ② 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業
 - ③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
 - ④ 公序良俗に反する事業

- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
- ⑥ 「補助対象経費」の各区分等に設定されている上限を超える補助金を計上する事業
- ⑦ 重複案件
 - ・ 同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件
 - ・ テーマや事業内容から判断し、（過去又は現在の）国（独立行政法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と同一又は類似内容の事業
 - ・ 他の民間団体等と同一もしくは極めて類似した内容の案件
- ※他社の事業計画をコピーしたり、他社にコピーされないようご注意ください。
- ⑨ その他申請要件を満たさない事業

5. 事業のスキーム



6. 応募手続き等の概要

(1) 公募期間

- ・ 1次公募開始：令和2年5月26日（火）
- ・ 1次公募締切：令和2年6月15日（月）正午（12：00）必着
- ・ 1次公募採択発表：6月下旬を予定（予定変更の場合があります。）。

※十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続きが滞る可能性があります。特に締切り間際などは多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

※2次公募等については、詳細が決まり次第、お知らせします。

(2) 申請方法

公募締切時間までに、以下「提出書類」に必要事項を記入後、以下の提出先に送信ください。提出に当たっては、応募書類すべてを一本の電子ファイル（zip 等の圧縮を施した上でひとまとまりにしてください）にし、提出してください。また、件名に「【申請】海外サプライチェーン多元化等支援事業」と記載してください。

- ※ Mac で作業される場合は、zip ファイル内の各ファイル名を半角英数字としていただくか、zip ファイルにせず、メールに各ファイルを添付してお送りください（文字化けを避けるため）。
- ※ ファイルのデータサイズは、5 MB 程度を目安としてください。写真やパンフレット等の容量の大きい提出物は、申請に必要な箇所を抜粋して送付いただくようお願いいたします。
- ※ 応募書類は郵送や持参による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入して下さい。
- ※ 締切を過ぎて提出されたものは受け付けられません。従って余裕をもって送付し、期限までに必着となるようご注意ください。

「提出書類一覧表」

	申請書類	様式	必須書類
<input type="checkbox"/>	1.公募申請書	様式1	★
<input type="checkbox"/>	2.個別案件票（本文）	様式1 別紙1・別紙2	★
<input type="checkbox"/>	3.事業計画（個別案件票に別添） ※事業実施期間、収支計画、資金調達計画、事業実施体制等を記載すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	4.事業経費概算	様式1別紙3	★
<input type="checkbox"/>	5.補助申請者会社概要等（パンフレット等を添付） ※役員等一覧が含まれていない場合は別途添付すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	6.補助申請者の直近3年の決算報告書と財務諸表 ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後3年未満の場合は、提出可能な年のものを提出。併せて銀行発行の預金残高証明書（直近及び2か月前のもの）を提出。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	7.事業実施法人概要 ※資本出資構成が証明する資料を合わせて提出すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	8.導入設備概要 ※導入設備の仕様や先端性等を記載すること。	書式自由	★
<input type="checkbox"/>	9.事業計画が日・ASEANサプライチェーン強靱化に貢献することを説明する書類 ※国際的な生産拠点の集中度を低減させられる事業	書式自由	★

	であることを定量的に示せる各種統計等がある場合に添付すること。		
□	10.【設備導入補助型（特別枠）の場合】該当設備であることを説明する書類 ※「3. 補助対象事業の類型及び補助率等」に記載の補助対象事業の要件を参照のこと。	書式自由	
□	11.【例示のようにサプライチェーン上の上工程に属し供給が途絶した場合の影響が甚大である部素材の製造設備導入の場合】供給が途絶した場合の影響について説明した書類 ※影響を定量的に示せる各種統計資料等がある場合には合わせて提出すること。 例) レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等	書式自由	
□	12.その他参考資料 ※周辺事業への投資誘発効果がある場合はその内容につき記載すること。	書式自由	

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC及び経済産業省に提供します。

- ① 提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また、応募書類は返却しません。また応募書類は本事業の採択に係る審査以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則として、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ② 応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「募集案内」8.補助交付契約者の義務（1）参照）。
- ③ 応募書類の受領後、必要に応じてジェットロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェットロから連絡することがあります。

提出先
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 担当：助川、橋本 お問い合わせ：専用フォーム (https://www.jetro.go.jp/services/supplychain/info.html) Email:scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410（9時～12時、13時～17時。土曜日曜祝日を除く。）

■質問の受付■

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、説明会は開催しません。本事業に関する問い合わせについては、上記専用フォームからお問い合わせください。フォームへのアクセスができない場合は、問い合わせ先メールアドレス（scs@jetro.go.jp）に、企業名および氏名を明記の上、お問い合わせください。なお、質問は、公募日から2020年6月10日（水）13:00まで受け付けます。

(3) 審査結果の通知・公表

- ・ 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を事業支援事務局から通知します。
- ・ 採択された案件は、受付番号、商号又は名称（法人番号を含む）をホームページ等で公表します。

(4) 採択後の手続き

- ・ 採択後、事業支援事務局は、補助申請者からの宣誓書提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費を減額する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 補助交付契約者は、事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします）。この際、受給できる補助金額を減額する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ また、補助事業実施場所を変更することは原則認められません。

7. 補助対象経費

- ・ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- ・ 対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り、ます。

(1) 対象経費の区分

【設備導入補助型（一般・特別枠共通）】

経費項目	主な経費支出可能項目
I. 事業費	
機械器具装置等費	1. 土木・建築工事費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
	2. 機械装置等製作・購入費 ・ 製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
	3. 改造費※ ・ 機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費 ※機械装置の保守（機能の維持管理等）及び修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費は対象外

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 以下の経費は、補助対象になりません。
 - ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・ 商品券等の金券
 - ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
 - ・ 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
 - ・ 収入印紙
 - ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金

- ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事業支援事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
 - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
 - ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
 - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前に事業支援事務局に相談ください。）
 - ③ 採択後、交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価50万円（税抜き）以上の物件等については原則として2社以上から同一条件による見積をとることが必要です。したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始いただけます。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
 - ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

8. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、事業実施法人にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に事業支援事務局の承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還を求められる場合があります。
- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 本事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後3年間、フォローアップ事項に基づく調査^{*}に協力をしなければなりません。
※フォローアップ事業の詳細については、「4. 補助対象事業の要件」を参照ください。
- (4) 取得財産のうち、単価50万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、財産処分制限期間（事業実施期間+3年間（フォローアップ期間））中、的確に管理しなければなりません。
- (5) 当該処分制限財産等については、上記財産処分制限期間内に処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に事業支援事務局にその承認を受けなければなりません。また、上記財産処分制限期間内に当該処分制限財産を処分する場合は、時価（譲渡額）により、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金をAMEICC事務局に返納しなければなりません。また、財産処分制限期間を越えても、譲渡額が設備導入時に事業者が負担した額を上回った場合については、譲渡額と当該事業者負担額の差額をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (6) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。

- (ア) 補助交付契約者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (7) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助契約締結者は、本事業の遂行及び収支の状況について、事業支援事務局から要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、事業支援事務局に提出しなければなりません。
- (9) 本事業の進捗状況確認のため、事業支援事務局が実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院や事業支援事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (10) 本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は補助契約締結者に帰属します。
- (11) 補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (12) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (13) 補助契約事業者が交付契約に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の返還命令等の指示、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (14) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助交付契約者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

9. 審査基準

- ・ 採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
- ・ 応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・ なお、以下の審査基準のうち、一定の項目を満たさない事業計画については不採択となります。

【審査基準】

(1) 設備導入補助型（一般・特別枠共通）

① 事業計画の適切性：

- ・ 事業計画が日ASEANのサプライチェーン強靱化に貢献するか。
- ・ 事業計画が明確であり、事業目的と整合性がとれているか。
- ・ 令和2年4月7日以前に事業計画が対外公表されていないか。
- ・ 事業計画（導入する設備や製造工程等）に先進性があるか。
- ・ 業界統計含む各種統計上において生産拠点の集中度の高い物資か（特別枠の場合には生産する製品・部素材が下記「⑤補助率調整指数」の（イ）に該当するか）。
- ・ 自社における生産拠点の集中度の低減度合が定量的に示されているか。
- ・ ASEANの産業高度化に資するなど、日ASEAN経済産業協力への貢献が大きい事業か。

② 事業主体の適切性：

- ・ 応募資格基礎要件（日本法人の有無、指名停止でない等）を満たしているか。
- ・ 海外子会社^{※1}または海外孫会社^{※2}によるASEAN等での事業であるか。応募時点で海外での事業実施法人が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有しているか。

※1 海外子会社：日本側出資比率 10%以上

※2 海外孫会社：日本側出資比率 50%超の海外子会社の出資比率 50%超

- ・ 事業規模等に適した組織・人員・経営基盤等を有しており、適切な実施体制が組み立てられているか。
- ・ 生産予定の製品・部素材（又は類似品）の製造について実績・知見があるか。

- ・ サプライチェーンが繋がった主体によるグループ申請であるか。
- ③ 事業計画の妥当性：
 - ・ 2024年度末（特別枠の場合は2022年度末）までに終了する事業計画となっているか。
 - ・ 事業計画に無理がなく、実現性があるか。
 - ・ 経費概算は設備導入地域の相場と比して妥当なものであるか。
 - ・ 事業経費の資金調達の見込がいつあるか。
 - ・ 効率的・効果的な事業計画となるよう創意工夫はされているか。
- ④ その他：
 - ・ 事業支援事務局及びAMEICC事務局が求めるフォローアップ事項及び補助金交付契約不履行時における補助金返還に同意しているか。
- ⑤ 補助率調整指数審査：
 - ・ 以下の(ア)～(ウ)等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定します。
 - ・ 補助率（中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2）に、上記の補助率調整指数を乗じて、最終補助率を決定します。
 - (ア) 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
 - (イ) 事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等）
 - (ウ) レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの 等

以上

(更新履歴) ===

※2020年6月8日

P7

(旧)ファイルのデータサイズは、5MB 以内にしてください。

(新)ファイルのデータサイズは、**5MB 程度を目安としてください。写真やパンフレット等の容量の大きい提出物は、申請に必要な箇所を抜粋して送付いただくようお願いいたします。**

P8

(旧) ※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続きのために利用します。

(新) ※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、**本事業の遂行、成果の報告等のために必要とされる場合には、AMEICC及び経済産業省に提供します。**

P11

(旧) **既**令和2年4月7日以前に事業計画が対外公表されていないか。

(新) 令和2年4月7日以前に事業計画が対外公表されていないか。